

周南市介護保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分を報告し、承認を求めることについて

周南市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月8日 提出

周南市長 藤 井 律 子

(別 紙)

## 専 決 処 分 書

周南市条例第 25 号

令和 2 年 4 月 1 日

周南市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

周南市長 藤 井 律 子

### 周南市介護保険条例の一部を改正する条例

周南市介護保険条例（平成15年周南市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「21,960円」を「17,570円」に改め、同条第 3 項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「21,960円」を「17,570円」に、「36,600円」を「29,280円」に改め、同条第 4 項中「平成31年度及び平成32年度の各年度」を「令和 2 年度」に、「21,960円」を「17,570円」に、「42,460円」を「41,000円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の周南市介護保険条例の規定は、令和 2 年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,960円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,960円</u>」とあるのは、「<u>36,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,960円</u>」とあるのは、「<u>42,460円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,570円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>17,570円</u>」とあるのは、「<u>29,280円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,570円</u>」とあるのは、「<u>41,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>